

様式第43 (第62条の5の3関係) (ノ)

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

荏田町長 殿		① 年 月 日	
② 申請者 住所		(電話)	
氏名			
③ 設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所		④	
製造所等の別		⑤	貯蔵所又は取扱所の区分 ⑥
設置の許可年月日 及び許可番号		⑦ 年 月 日 第	号
設置の完成検査年月日 及び検査		⑧ 年 月 日 第	号
対象となる地下埋設配管		⑨	
当該地下埋設配管の設置時の 完成検査期日		⑩	
⑪ 危険物の漏れを覚知しその漏えい 拡散を防止するための措置の有無	告示第71条の2第3項第1号イ又はロに掲げる措置(有・無) 告示第71条の2第3項第2号に掲げる措置(有・無) 平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置(有・無)		
直近の漏れの点検を行った年月日		⑫	
期間延長後の 漏れの点検予定期日		⑬	
その他必要な事項		⑭	
※ 受付欄		備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 告示は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)とすること。
 4 ※印の欄は記入しないこと。

〔休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書〕

- ① 届出日（届出書提出日）を記入する。
- ② 「申請者」欄は、原則として当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。
申請者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
代理人を定めて届出の場合は、委任状を添付する。
- ③ 「設置者」欄は、当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。法人の場合は名称・代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
- ④ 「設置場所」欄は、当該危険物施設の所在地を記入する。
- ⑤ 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
- ⑥ 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。
なお、国際輸送用移動タンク貯蔵所にあつては、「国際輸送用」である旨記入する。
- ⑦ 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、当該危険物施設の設置許可年月日・番号を記入する。
- ⑧ 「設置の完成検査年月日及び検査番号」欄は、当該危険物施設の設置の完成検査年月日及び検査番号を記入する。
- ⑨ 「対象となる地下埋設配管」欄は、「別図のとおり」と記入し、申請対象となる地下埋設配管を明示した図面を添付する。
- ⑩ 「当該地下埋設配管の設置時の完成検査期日」欄は、申請対象となる地下埋設配管の設置時の完成検査期日を記入する。（変更許可等で交換、新規設置した配管であれば、その際の許可による完成検査期日を記入する。）
- ⑪ 「危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無」欄は、危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置について、有又は無を○で囲む。

* 告示71条の2第3項第1号イ又はロに掲げる措置とは・・・

イの措置→ 次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

ロの措置→ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行い、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

* 告示71条の2第3項第2号に掲げる措置とは・・・

さや管その他漏れた危険物の流出を防止する区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。

*平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置とは・・・

次のア又はイのいずれかの措置がされていること。

ア (ア) 既設の漏えい検査管により1週間に1回以上の危険物の漏れを確認していること。

(イ) 電気防食の措置が地下貯蔵タンク及び埋設配管に施されていること。(又は設置される条件の下で※腐食するおそれのない構造のタンク及び埋設配管であるもの。)

*腐食するおそれのないタンクとは→FFタンク、危規則第24条第1項第1号ニ又はホによりエポキシ樹脂タールエポキシ樹脂又は強化プラスチックによる被覆が施されたもの。

*腐食するおそれのない配管とは→FRP配管、合成樹脂配管 (鋼管に防食措置を講じたものは該当しない。)

イ 既設の漏えい検査管 (二重殻タンクに繋がる配管にあっては、タンクに設置された漏えい検知設備の作動確認) を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

⑫ 「直近の漏れの点検を行った年月日」欄は、直近の漏れの点検を行った年月日を記入する。

⑬ 「期間延長後の漏れの点検予定期日」欄は、当該申請により延長が認められた後の漏れの点検予定期日を記入する。

*休止期間が長期又は不確定等の理由により点検予定期日が不明な場合は、「再開の日の前日まで」と記入する。

*点検予定期日を超えて休止をし、漏れの点検期間を延長される場合は、再申請をし期間を延長すること。

⑭ 「その他必要な事項」欄は、休止する理由を記入し、再申請の場合は、その旨も記入する。